

山形市立南山形小学校 P T A 規約

第一章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、山形市立南山形小学校 P T A と称し、事務局を山形市立南山形小学校に置く。

(会 員)

第 2 条 本会は、山形市立南山形小学校に在学する児童の保護者と学校教職員をもって構成する。

(目 的)

第 3 条 本会は、会員相互の研修・親睦と学校教育の振興を図るとともに、学校・家庭・社会が一体となって、児童の健全で幸福な成長を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 児童の健全育成に関する事項
2. 児童の教育環境の整備改善に関する事項
3. 会員の研修及び親睦に関する事項
4. 学校教育の振興に関する事項
5. その他目的達成に必要な事項

第二章 機 関

(機 関)

第 5 条 本会に次の機関を置く。

1. 総会
2. 拡大常任委員会
3. 常任委員会
4. 専門部会
5. 学年 P T A
6. 学年部長会
7. 支部 P T A
8. 支部長会
9. 事務局
10. 母親委員会

(総 会)

第 6 条 総会は、最高議決機関で、年 1 回会長が招集し、次の事項を審議決定する。ただし、拡大常任委員会が必要と認めたとき、臨時に開くことができる。

1. 事業の報告及び決算に関すること
2. 事業計画及び予算に関すること
3. 役員承認に関すること
4. 規約の改廃に関すること
5. その他必要な事項

(拡大常任委員会)

第 7 条 拡大常任委員会は、総会に次ぐ議決機関で、会長、副会長、専門部正副部長、各学年正副部長、各支部長、母親委員会正副委員長、事務局長、事務局員、校長をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。なお、会長は、構成員以外の会員に対し、出席を要請することができる。

2 拡大常任委員会は、本会事業の企画立案及び総会に付議する議案を審議する。なお、緊急な場合又は次の事項については、総会に代わり決議することができる。ただし、この場合は、次期総会に報告する

こととし、必要に応じ、総会において、再度、審議決定する。

(1) 事業計画及び予算に関すること

(2) 役員（会長、副会長、専門部正副部長、母親委員会正副委員長）の承認に関すること

(常任委員会)

第8条 常任委員会は、会長、副会長、専門部長、学年部長、支部長会会長、事務局長、事務局員、母親委員会委員長、校長をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。なお、会長は、構成員以外の会員に対し、出席を要請することができる。

2 常任委員会は、本会事業の企画立案及び拡大常任委員会に付議する議案の作成を行い、会務の円滑な執行にあたる。

(専門部会)

第9条 専門部会には次の専門部を置き、総会で承認された事業計画に基づいて活動する。

(1) 生活部：①校外指導、交通安全に関すること、②他校との生徒指導の連携に関すること、③その他必要なこと

(2) 文教部：①広報に関すること、②会員の研修に関すること、③その他必要なこと

(3) 保体部：①学校保健、体育、給食の協力に関すること、②会員の健康維持増進に関すること、③その他必要なこと

(4) 整美部：①環境整備、美化に関すること、②有資源回収に関すること、③その他必要なこと

2 各専門部会は、各支部PTA及び各学年より選出された役員及び教職員をもって構成し、必要に応じて部長が招集する。

(学年PTA)

第10条 学年PTAは、各学年の会員をもって構成し、会則は別に定める。

(学年部長会)

第11条 学年部長会は、各学年の部長・副部長をもって構成し、必要に応じて部長会会長が招集する。

2 学年部長会は、学年間の諸問題を協議するとともに、学年間の連絡調整を図る。

3 学年部長会に、部長会会長1名（6年部長）、部長会副会長1名（5年部長）を置く。

(支部PTA)

第12条 支部PTAは、各地区毎に本会会員をもって構成し、会議は、必要に応じて支部長が招集する。

2 支部PTAは、原則として行政区域を単位とし、次のように定める。

黒沢 松原 南山形 駅前 片谷地 下谷柏（下、台） 上谷相（上、中）

津金沢 蔵王第二 新南山形

3 支部PTAは、地区及び地区間の諸問題に関して連絡調整を図るとともに、児童の生活指導及び環境整備に努め、地区と学校との連携を図る。

(支部長会)

第13条 支部長会は、各支部PTAの支部長・副支部長をもって構成し、必要に応じて支部長会会長が招集する。

2 支部長会は、各支部間の諸問題を協議するとともに、本会の事業推進と地域における児童の生活指導及び環境整備に努める。

(事務局)

第14条 本会に、事務局長、事務局員を置き、会務と会計にあたる。

2 事務局長及び事務局員は、会長が委嘱する。

(母親委員会)

第15条 母親委員会は、総会で承認された事業計画に基づいて活動し、する。

2 母親委員会は、正副委員長、各学年代表者及び教職員をもって構成し、必要に応じて委員長が招集する。

第三章 役員

(役員)

第16条 本会に、次の役員を置く。

1. 会長（1名）
2. 副会長（2名、うち1名は教頭）
3. 専門部正副部長（部長1名、副部長1～2名）
4. 専門部役員（若干名（※））
5. 学年正副部長（部長1名、副部長2名）
6. 支部長・副支部長（各1名）
7. 支部長会正副会長（各1名）
8. 監事（若干名）
9. 顧問（若干名、うち1名は校長）
10. 事務局長（1名）
11. 事務局員（若干名、うち2名は教職員）
12. 母親委員会正副委員長（各1名）
13. 母親委員（各学年1名）

※専門部役員数については、各専門部の意向を踏まえ、常任委員会で決定する。

(任 務)

第17条 役員の任務は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
3. 専門部役員は、専門部の事業の推進にあたる。
4. 学年役員は、学年PTAの運営にあたる。
5. 支部長は、支部活動の推進にあたる。
6. 事務局長は、各機関の連絡調整にあたり、会務の円滑な推進を図る。
7. 監事は、本会の業務及び会計の監査にあたる。
8. 母親委員は、母親の立場から子どもの健全育成を図る。
9. 顧問は、会務の指導助言にあたる。

(役員を選出)

第18条 役員を選出は、次のとおりとし、詳細は別に定める。

1. 役員候補者の選出を行う推薦委員会を設置し、その構成員は常任委員とする。
2. 会長、副会長、専門部正副部長、学年正副部長、事務局長次長、母親委員会正副委員長は、推薦委員会が候補者を拡大常任委員会に推薦した後、総会で承認を受ける。
3. 専門部役員は、各支部の副支部長と各学年より選出する。
4. 学年役員は、別に定められた規約により選出する。

5. 支部長会正副会長は、各支部 PTA の支部長の輪番制とし、次のとおりとする。黒沢、片谷地、南山形、下谷柏（下、台）、松原、上谷柏（上、中）、駅前、津金沢、蔵王第二、新南山形

6. 母親委員は、各学年より選出する。

7. 事務局員及び監事は、会長が委嘱する。

8. 校長以外の顧問は、拡大常任委員会の推薦により会長が委嘱する。

（役員任期）

第 19 条 役員任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げないものとする。補欠就任の場合は、前任者の残任期間とする。

第四章 会 議

（議 決）

第 20 条 会議は出席会員をもって成立し、議決は過半数を要する。

第五章 会計及び簿冊

（経 費）

第 21 条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

（会計年度）

第 22 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

（簿 冊）

第 23 条 本会に、次の簿冊を備えるものとする。

- | | | |
|---------|--------|------------|
| 1、規約・規定 | 2、会員名簿 | 3、役員名簿 |
| 4、会計簿 | 5、記録簿 | 6、その他必要な簿冊 |

第六章 補 則

（規 定）

第 24 条 本会に必要な規定は、別にこれを定める。

付則 本規約は、昭和 4 5 年 4 月 2 6 日から施行する。

本規約は、昭和 5 2 年 4 月 2 4 日から改正施行する。

本規約は、昭和 5 3 年 4 月 2 3 日から改正施行する。

本規約は、昭和 6 1 年 4 月 2 0 日から改正施行する。

本規約は、平成元年 1 2 月 1 日から改正施行する。

本規約は、平成 5 年 4 月 2 5 日から改正施行する。

本規約は、平成 5 年 9 月 1 7 日から改正施行する。

本規約は、平成 8 年 4 月 2 7 日から改正施行する。

本規約は、平成 9 年 4 月 2 6 日から改正施行する。

本規約は、平成 1 2 年 4 月 3 0 日から改正施行する。

本規約は、平成 1 7 年 4 月 2 3 日改正し、1 8 年度より施行する。

本規約は、平成19年3月22日改正し、19年度より施行する。

本規約は、平成31年4月20日から改正施行する。

本規約は、令和5年7月25日改正し、令和6年度より施行する。